

平成 25 年 2 月 14 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号
サムシングホールディングス株式会社
代表取締役社長 前 俊 守
(コード番号：1408)

問合せ先：

常務取締役管理本部長 笠原 篤
(電話番号：03 - 5566 - 5555)
(<http://www.sthd.co.jp/>)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

- ① 当社の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を 60,000 株から 120,000 株へ増加いたします。
- ② 平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株または 1,000 株以外の上場会社は、平成 26 年 4 月 1 日までに単元株式数を 100 株とすることが義務付けられました。これを踏まえて、当社株式の売買単位を 100 株とするため、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。併せて定款の一部を変更いたします。
なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金曜日）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 6 月 30 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

平成 25 年 2 月 14 日現在の発行済株式総数で試算しますと以下のとおりとなります。

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 32,112 株
- ② 株式分割により増加する株式数 : 3,179,088 株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 3,211,200 株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 12,000,000 株

(注1) 上記の当社発行済株式総数は新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(注2) 上記発行可能株式総数は平成25年3月26日開催予定の当社第14回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として承認後効力が発生した発行可能株式総数を基準として、分割の割合に応じて増加させたものになります。

(3) 分割の日程

- ①基準日設定公告日：平成25年6月13日（木曜日）
- ②基準日：平成25年6月30日（日曜日）
※実質的には平成25年6月28日（金曜日）
- ③効力発生日：平成25年7月1日（月曜日）

(4) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価格を平成25年7月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成17年7月20日臨時株主総会及び平成17年7月20日取締役会決議に基づく新株予約権	14,375円	144円
平成17年7月20日臨時株主総会及び平成18年3月16日取締役会決議に基づく新株予約権	14,375円	144円

(5) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式の分割の効力発生日である平成25年7月1日（月曜日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成25年7月1日（月曜日）

（ご参考）上記の単元株制度採用に伴い、平成25年6月26日（水曜日）をもって、売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

（以下に示します条項は、特に断りのない限り、定款の変更案の条項を示します。）

(1) 変更の理由

- ① 発行可能株式総数を60,000株から120,000株に増加させることに伴い、当社定款の一部を変更いたします。
- ② 上記株式の分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の日程

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 25 年 3 月 26 日 (火曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 3 月 26 日 (火曜日) |
| ② 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 7 月 1 日 (月曜日) |

(3) 変更の内容

- ① 当社の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を現行の 60,000 株から 120,000 株へ増加させるものであります。なお、この当該定款変更については、平成 25 年 3 月 26 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件としており、ご承認の後直ちに効力が発生いたします。
- ② 上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）をもって当社定款の一部を次のとおり変更いたします。
- イ. 平成 25 年 3 月 26 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- ロ. 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条（単元株式数）、第 7 条（単元未満株式についての権利）及び第 8 条（単元未満株式の売渡請求）の新設をするものです。
- ハ. 規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものです。
- ニ. 第 5 条の変更及び第 6 条及至第 8 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第 2 条を新設するものです。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、60,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第6条～第48条（条文記載省略）	第9条～第51条（現行どおり）
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 第5条（発行可能株式総数）を120,000株とする規定の変更は、平成25年3月26日開催の定時株主総会における承認の時をもって効力を生ずる。本条は、効力発生後、これを削除する。</p>
(新設)	<p>第2条 第5条（発行可能株式総数）を12,000,000株とする規定の変更並びに第6条ないし第8条の新設およびこれに伴う条数の変更は、平成25年7月1日をもって効力を生ずる。本条は、効力発生後、これを削除する。</p>

5. その他

(1) 配当について

今回の株式の分割は平成25年7月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成25年12月31日とする平成25年12月期の期末配当につきましては、株式の分割後の株式数を基準に実施いたします。

(2) 株主優待について

株主優待につきましては、毎年12月31日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主様を対象に、所有株式数に応じてお米券を贈呈しておりますが、「株式分割の概要」の効力発生日をもって、贈呈基準を以下のとおり変更いたします。

なお、実質的な贈呈基準に変更はありません。

現行

保有株式数	贈呈枚数
1株以上5株未満	「お米券（全国共通）」2kg相当
5株以上	「お米券（全国共通）」5kg相当

変更後

保有株式数	贈呈枚数
100株以上500株未満	「お米券（全国共通）」2kg相当
500株以上	「お米券（全国共通）」5kg相当

以上